

【資料3】

令和版

『地域の学校教育のあり方を考える会』

の進め方

令和2年7月31日

多可町教育委員会

令和版『地域の学校教育のあり方を考える会』の進め方

【平成24年度～平成27年度 経緯】

平成24年2月 多可町立小・中学校の規模及び配置の適正化について（答申）

平成24年4月 『多可町小中学校規模適正化基本方針』の策定 【資料1】

■多可町小中学校規模適正化基本方針（H24.4）

【資料1】

【1. 学校規模適正化の基本的な考え】

小学校 複式学級が生じないこと・・・R7年度に杉原谷小学校で複式

中学校 1学年2学級以上が確保できること・・・R2年度から八千代中学校が1学年1クラス

【2. 学校の適正配置について】

（通学距離）

小学校 徒歩 概ね4km以内。4kmを超える場合はバスなど検討

中学校 徒歩及び自転車 概ね6km以内。6kmを超える場合はバスなど検討

（通学時間）

小学校、中学校ともバスを利用する場合も含めて、概ね30分～60分程度

【3. 『地域の学校教育のあり方を考える会』の設置】

町内の小中学校に、多可町における適正な学校規模が維持できない状況が予測される場合は、『地域の学校教育のあり方を考える会』を設置し、適正な学校規模や適正配置について検討すること

■協議内容

保護者や地域の意見を幅広く取り上げ、学校の小規模化とそれに伴う諸課題を地域の問題として共有した上で、小中学校の規模適正化に向けて具体的な方策について協議を行う。

■協議期間

協議期間は、考える会設置後、原則2年間とし、学校規模適正化について意見書をまとめることとする。

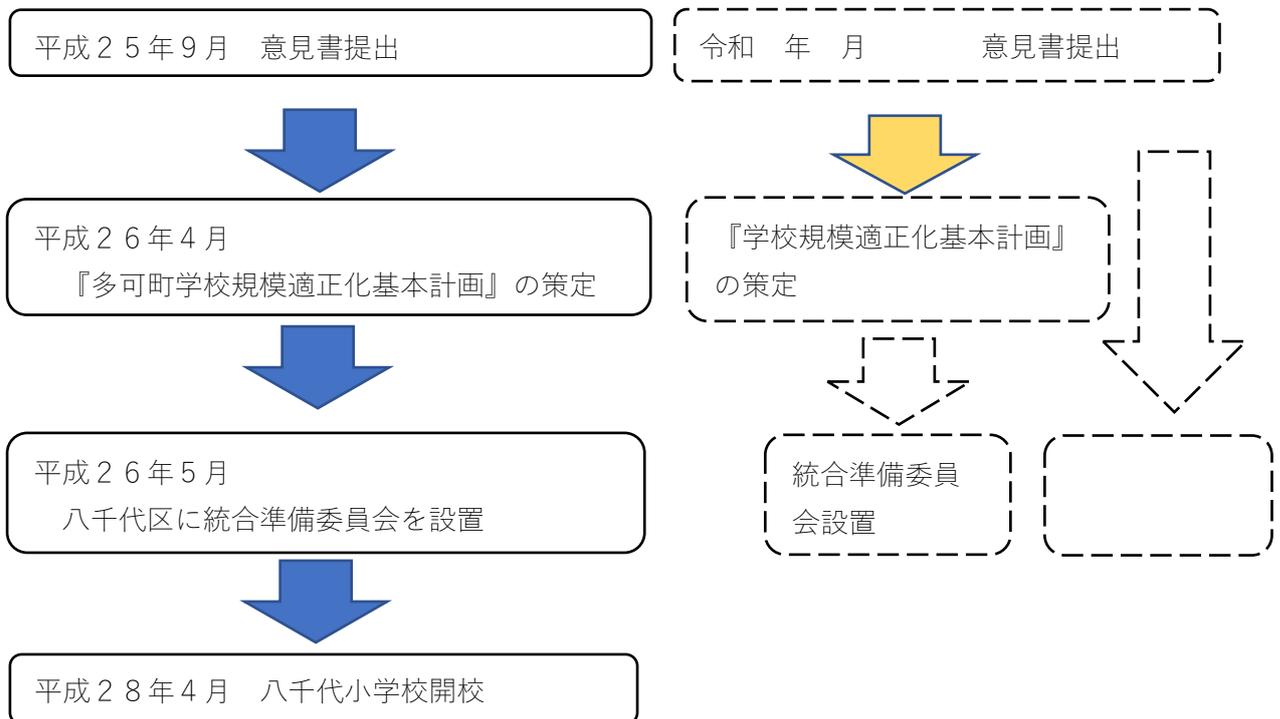


平成24年7月 各区に  
『地域の学校教育のあり方を考える会』設置



令和2年7月  
『地域の学校教育のあり方を考える会』設置

### 【資料3】



#### 【令和2年度】

平成24年4月策定の『多可町小中学校規模適正化基本方針』を受けて、「地域の学校教育のあり方を考える会」を設置する。

#### 【スケジュール】

##### 第1回 令和2年7月31日(金)

- ・『多可町小中学校規模適正化基本方針』及び小中学校の現状説明
- ・協議内容、進め方、意見書の提出期限の設定
- ・意見交換

第2回 令和2年 9月

第3回 令和2年11月

第4回 令和3年 1月

第5回 令和3年 2月

第6回 令和3年 4月

：

：

第 回 令和3年12月 意見書

○地域の学校教育のあり方を考える会設置要綱

平成24年4月26日教育委員会告示第6号

(目的)

**第1条** この要綱は、多可町子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するのに必要な学校の規模や配置について検討するために設ける「地域の学校教育のあり方を考える会」（以下「考える会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 考える会は、地域の学校規模適正化等について検討するとともに多可町全体の学校規模適正化に向けた情報を共有するものとする。

(所掌事務)

**第3条** 考える会は、次に掲げる事項について検討し、多可町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に意見書を提出する。

- (1) 小学校の規模の適正化に向けた具体的な方策について
- (2) 中学校の規模の適正化に向けた具体的な方策について
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

**第4条** 考える会は、30人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校・教育関係者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は原則として意見書の提出までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 考える会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は考える会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ決めておいた順位に従い、その職務を代行する。

(会議)

**第6条** 考える会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

4 会議は公開とする。ただし、委員の申し出があれば、会議に諮り公開しないことができる。

5 会議の会議録は、考える会の承認を得て公開するものとする。

(部会)

**第7条** 会長は、必要に応じて考える会に部会を置くことができる。

2 部会の構成員及び部会長は、考える会委員の中から、その都度、会長が指名する。

(関係者の出席)

**第8条** 考える会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(傍聴)

**第9条** 会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、第6条第4項により、秘密会としたときは、この限りでない。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議結果の報告)

**第10条** 会長は、会議の結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

**第11条** 考える会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、考える会の運営について必要な事項は、会長が考える会に諮って定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年2月26日教委告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年3月27日教委告示第3号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年5月28日教委告示第8号)

この告示は、平成2年6月1日から施行する。

**附 則** (令和2年7月30日教委告示第9号)

この告示は、平成2年7月30日から施行する。

学校規模適正化ロードマップ

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域・保護者	地域の学校教育のあり方を考える会											
	緊急事態宣言 4月7日から5月31日		地域の学校教育のあり方を考える会									
教育委員会	7月設置											
	第1回											
	第2回											
	第3回											
	第4回											
	第5回											
町	タウンミーティング 7月18日中 7月25日八千代 8月1日加美		・中学校の学校規模適正化の検討 ・小学校の学校規模適正化の検討 ・教育長が必要と認めた事項			たか広報による周知(予定)						
中学校	休校		たかTVによる周知(予定)									
小学校	休校											
小中学区の状況	八千代中 1学年1クラス											
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域・保護者	地域の学校教育のあり方を考える会											
	地域の学校教育のあり方を考える会									意見書提出		
教育委員会	第6回											
町												
中学校												
小学校												
小中学区の状況												

○地域の学校教育のあり方を考える会傍聴要領

令和2年 7月 1日

(趣旨)

**第1条** この要領は、地域の学校教育のあり方を考える会設置要綱第9条（平成24年4月26日教育委員会告示第6号）の規定に基づき、地域の学校教育のあり方を考える会（以下「考える会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

**第2条** 考える会を傍聴しようとする者は、先着順に受付において傍聴人受付票にその住所、氏名、年齢を明記し、係員の指示を受けなければならない。

(傍聴の制限)

**第3条** 傍聴席が満員となったとき、その他会長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴を許されない者)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるほか、会長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の禁止事項)

**第5条** 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語雑談又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 携帯電話等の電源を入れた状態で持ち込み、又は使用すること。
- (5) 傍聴席において写真、映画等を撮影又は録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

**第6条** 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(会長の指示)

**第7条** 前各条のほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、考える会が定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

## 傍聴人受付票

令和 年 月 日

住所	
氏名	
年齢	
会議名	第 回 地域の学校教育のあり方を考える会

※ 記入いただいた個人情報に関しては、他の目的には利用しません。

※ 記入後、傍聴人受付箱に投函してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、万が一感染者が発生した場合、追跡のためご連絡させていただく場合があります。 ご了承いただけない方は、してください。

チェック欄

## 傍聴人受付票

令和 年 月 日

住所	
氏名	
年齢	
電話番号	
会議名	第 回 地域の学校教育のあり方を考える会

※ 記入いただいた個人情報に関しては、他の目的には利用しません。

※ 記入後、傍聴人受付箱に投函してください。

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

傍 聴 人 証

多 可 町 教 育 委 員 会

## 地域の学校教育のあり方を考える会会議録の公開手順について

